

# 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和 5 年 1 月 6 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 5 年 1 月 6 日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ関店

関市小瀬字首次 2 8 3 6 番 1 外 1 4 筆

関市十三塚北 1 9 外 2 筆

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社三心

代表取締役 中島 全敏

岐阜県岐阜市西荘三丁目 1 番 7 号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	1 2 8 m <sup>2</sup>	1 4 8 m <sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時 刻及び閉店時刻	9 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
来客が駐車場を利用する ことができる時間帯	9 : 0 0 ~ 2 2 : 3 0	6 : 3 0 ~ 2 2 : 3 0
荷さばき施設において荷 さばきを行うことができ る時間帯	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 8 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0 2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0

4 届出年月日

令和4年12月23日